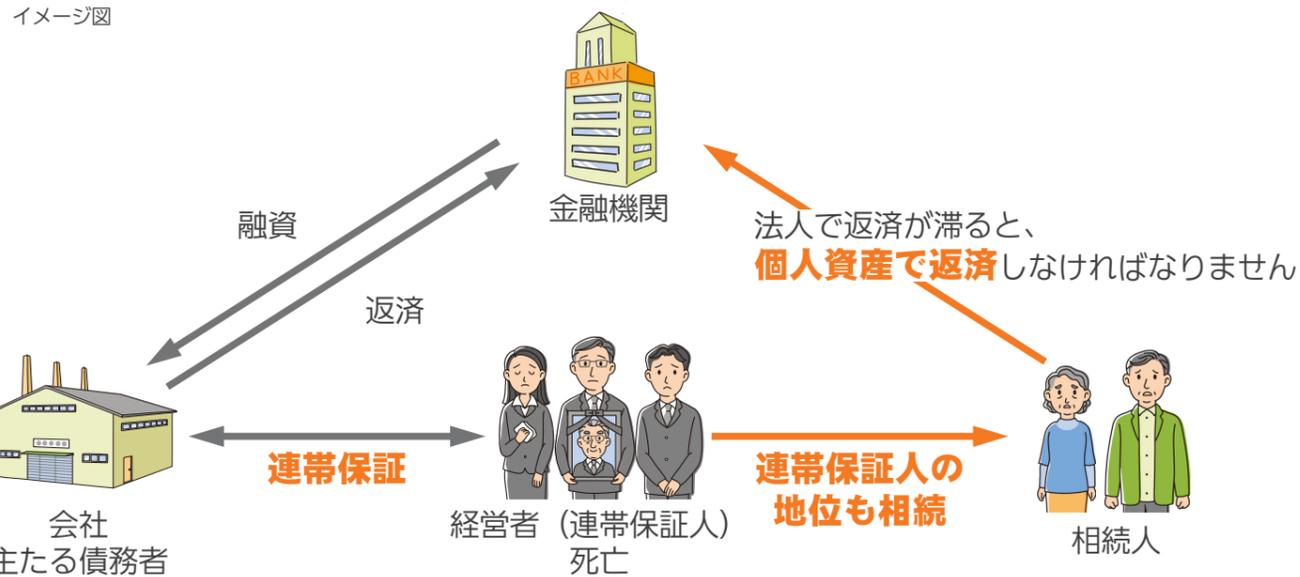


# NN 社長はみんな気にしている〇〇の話

## 個人保証（連帯保証）

- ❗ 個人保証を提供（会社の連帯保証人）≒ 社長の個人借入
- ❗ 「連帯保証債務は負の相続財産」となる可能性があります。

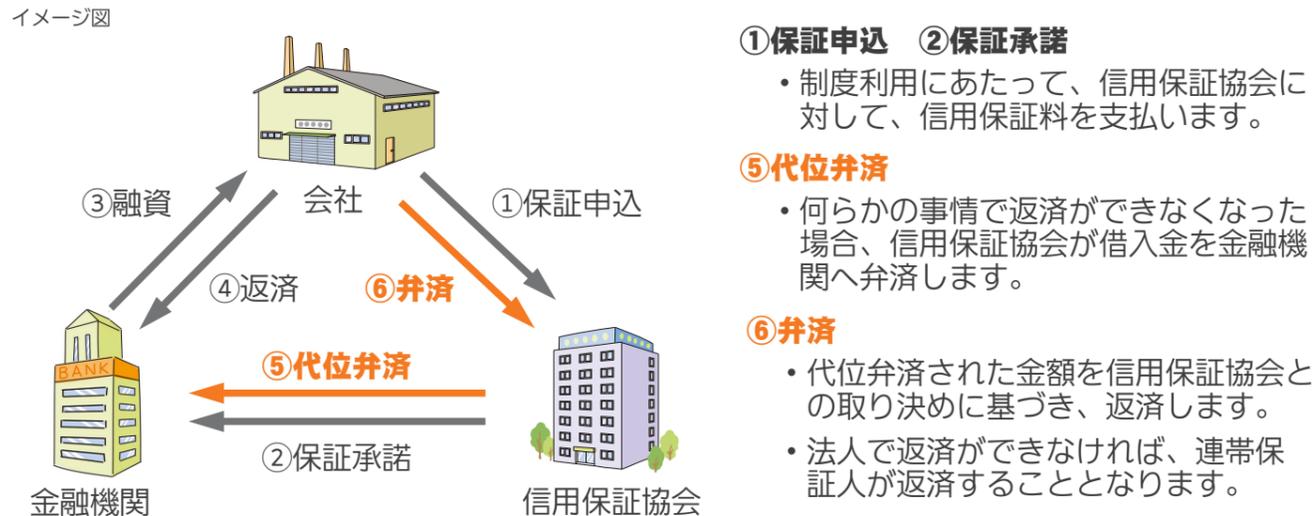
### ●連帯保証人である社長に万一のことがあると・・・



## 信用保証協会の保証付融資

- ❗ 代位弁済 = 信用保証協会による「立て替え払い」・・・債務はなくなります

### ●信用保証制度のしくみ



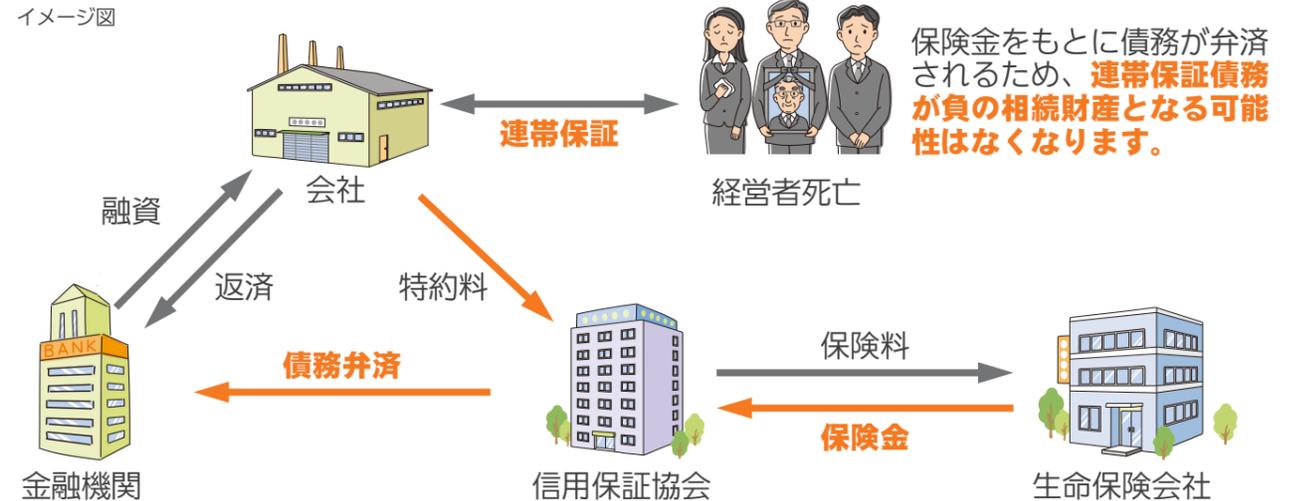
- ①保証申込 ②保証承諾
- ・制度利用にあたって、信用保証協会に対して、信用保証料を支払います。
- ⑤代位弁済
- ・何らかの事情で返済ができなくなった場合、信用保証協会が借入金を金融機関へ弁済します。
- ⑥弁済
- ・代位弁済された金額を信用保証協会との取り決めに基づき、返済します。
  - ・法人で返済ができなければ、連帯保証人が返済することとなります。

事業を継続させるためにも、家族を守るためにも、  
万一にそなえて、借入金返済資金を準備しておくことが大切です。

## 信用保証協会の団体信用生命保険（団信）

- ❗ 団信は中途加入できません\*・・・その他の手段で、万一のそなえを！！

### ●信用保証協会の団信のしくみ



法人の場合は、代表権を有する連帯保証人が、その債務を全額返済しないうちに、死亡もしくは所定の高度障害といった不測の事態になった場合、一般社団法人全国信用保証協会連合会が生命保険会社から受取る保険金をもとに、金融機関に対する債務を弁済する制度です。  
\*新規借入時、借り換え融資時のみご加入いただけます。

### ●主な特徴

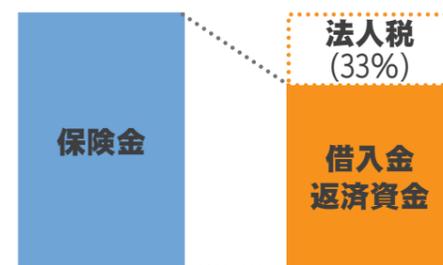
- ・借入時のみ加入可（融資実行後の加入不可）
- ・加入可能年齢：20歳～70歳、保険期間：最長75歳まで
- ・1被保険者に対する限度額は2億円
- ・保険金による債務弁済金は益金（課税の対象）
- ・借入金額以上または以下の保障額設定は不可
- ・債務の完済により保障が終了

【万一の場合の保険金の流れ】  
生命保険会社 → 信用保証協会連合会 → 金融機関（弁済：残りの債務と相殺）

一方、会社には特別利益（益金）が計上されるため、その分の法人税の納税資金が必要となるケースがあります。

- ❗ 必要保障額は、法人税なども考慮して準備しましょう

イメージ図



団信やその他の手段で準備をしている場合でも、保障額の上乗せを検討する必要があります。

**必要保障額 = 借入金 × 1.49**

$1 \div (1 - 0.33) \approx 1.49$ 倍  
※法人の実効税率を33%として計算

※信用保証協会の保証付融資、団体信用生命保険の詳細につきましては、一般社団法人全国信用保証協会連合会のホームページなどをご確認ください。

## 設備資金など、減少していく借入には・・・

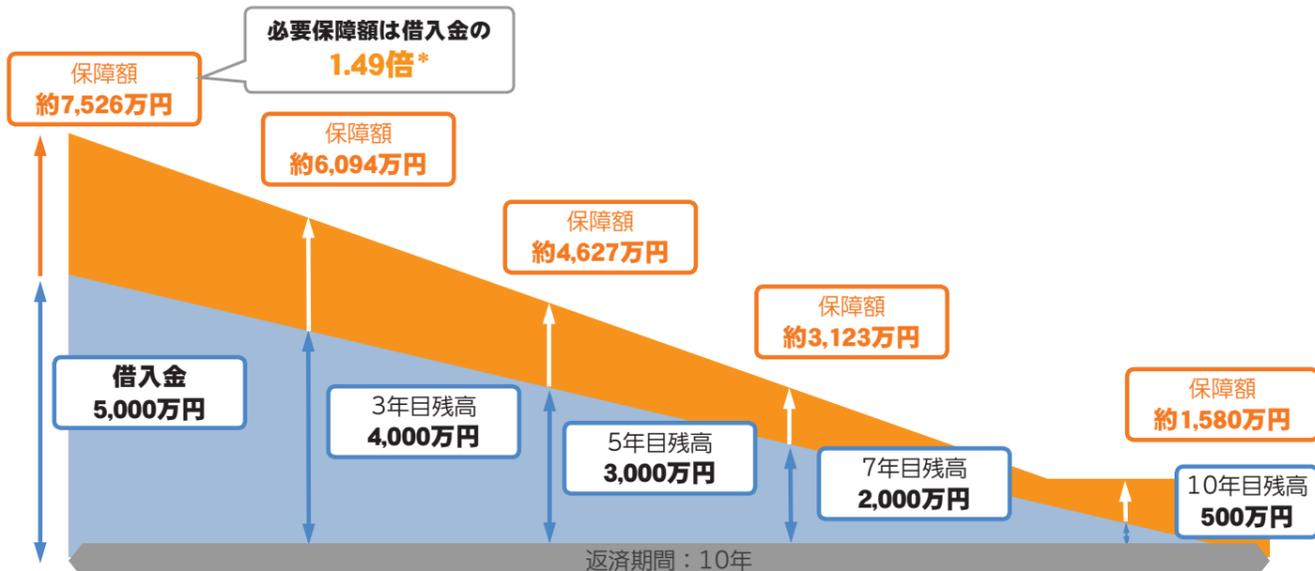
借入が減少していく場合は、保障額が逓減していく収入保障保険が有効です。

### ●収入保障保険でそなえた場合のイメージ

例えば、残りの借入期間が10年、借入残高が5,000万円であれば・・・

【借入金（元金均等返済）設定例】  
借入残高：5,000万円、残りの返済期間：10年  
金利：2.0%（固定金利）  
初年度返済額：5,954,167円  
（元本分：5,000,000円、金利分：954,167円）

【ご契約例】  
保険種類：無解約返戻金型収入保障保険  
年齢・性別：50歳・男性、保険期間／保険料払込期間：10年  
保証期間：2年  
保障額（年金現価）：75,261,780円（年金月額：66万円）  
保険料払込方法：月払（口座振替扱）、月払保険料：16,830円



\*法人税などを考慮して1.49倍しています。（法人の実効税率を33%として計算  $1 \div (1 - 0.33) \approx 1.49$ ）  
※上図に記載の保障額は、各保険年度始時点の年金現価による一括受取額です。年金でも受取ることができます。記載の保障額は表示の保険年度始に死亡・高度障害状態になられた場合の数値です。  
※期首時点での残債額を記載しております。また、残債額は手数料や印紙税、保証料などの諸費用は考慮しておりません。実際の返済額は金融機関などにより異なります。  
※この保険には、保険期間を通して解約返戻金はありません。  
※保険料逓減払込方式に関する特則を適用した場合、保険料は毎年減少していきます（適用しない場合と比べて、初年度の保険料は高くなります）。また、保証期間はありません。

### ●保障を1,000万円準備するために必要な毎月の保険料の目安【月払（口座振替扱）】

計算基準日：資料作成日時点

残りの借入期間（保険期間）	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
保障額（年金現価）	10,581,660円	10,516,800円	10,568,740円	11,081,520円	10,325,700円	11,403,300円	
年金月額	180,000円	150,000円	130,000円	120,000円	100,000円	100,000円	
男性	40歳	(1,530円)	(1,500円)	(1,482円)	(1,572円)	(1,480円)	(1,650円)
	45歳	(1,926円)	(1,890円)	(1,898円)	(2,016円)	(1,910円)	(2,140円)
	50歳	(2,592円)	(2,550円)	(2,561円)	(2,724円)	(2,580円)	(2,910円)
	55歳	3,510円	3,480円	3,523円	3,744円	3,570円	4,050円
	60歳	5,112円	5,040円	5,122円	5,472円	5,210円	5,910円
	65歳	7,398円	7,335円	7,449円	7,980円	7,630円	8,680円
	70歳	11,268円	11,265円	11,583円	12,516円	12,070円	13,850円
女性	40歳	(1,314円)	(1,275円)	(1,261円)	(1,320円)	(1,240円)	(1,380円)
	45歳	(1,602円)	(1,545円)	(1,547円)	(1,632円)	(1,540円)	(1,720円)
	50歳	(1,980円)	(1,935円)	(1,937円)	(2,040円)	(1,920円)	(2,150円)
	55歳	(2,394円)	(2,340円)	(2,353円)	(2,484円)	(2,340円)	(2,620円)
	60歳	(2,988円)	(2,925円)	(2,951円)	3,120円	(2,950円)	3,310円
	65歳	3,816円	3,765円	3,822円	4,080円	3,890円	4,410円
	70歳	5,742円	5,715円	5,863円	6,300円	6,060円	6,940円

※上表に記載の保障額は、各保険年度始時点の年金現価による一括受取額です。年金でも受取ることができます。  
※上表に記載の保険料は、保険種類：無解約返戻金型収入保障保険、各保険期間・保険料払込期間、保障額（年金現価）／年金月額に対する保険料を表示しています。  
※表中の（ ）内の保険料は、当社規定の保険料を満たしていない箇所です。実際のお申込みに際しては、払込方法の変更や保障額（年金現価）の増額が必要となります。

## 運転資金など、一定の借入には・・・

借入が一定の場合は、保障額が変わらない定期保険が有効です。

### ●定期保険でそなえた場合のイメージ

【ご契約例】  
保険種類：定期保険  
年齢・性別：50歳・男性、保険期間／保険料払込期間：10年、保険金額：7,500万円  
保険料払込方法：月払（口座振替扱）、月払保険料：32,850円



※年満了でご契約の場合、健康状態にかかわらずご契約は80歳まで自動更新されます。  
※歳満了の場合、お申し出により、最長で80歳まで更新することができます。

### ●保障を1,000万円準備するために必要な毎月の保険料の目安【月払（口座振替扱）】

計算基準日：資料作成日時点

残りの借入期間（保険期間）	5年	10年	
保障額	10,000,000円	10,000,000円	
男性	40歳	(2,700円)	3,020円
	45歳	3,360円	3,890円
	50歳	4,430円	5,170円
	55歳	5,960円	7,210円
	60歳	8,550円	10,330円
	65歳	12,260円	15,380円
	70歳	18,880円	25,450円
女性	40歳	(2,320円)	(2,560円)
	45歳	(2,810円)	3,110円
	50歳	3,430円	3,750円
	55歳	4,070円	4,550円
	60歳	5,030円	5,720円
	65歳	6,440円	8,050円
	70歳	9,790円	12,990円

※上表に記載の保険料は、保険種類：定期保険、各保険期間・保険料払込期間、保険金額に対する保険料を表示しています。  
※表中の（ ）内の保険料は、当社規定の保険料を満たしていない箇所です。実際のお申込みに際しては、払込方法の変更や保険金額の増額が必要となります。

・商品・規程などは資料作成日現在のものです。このご案内は商品の概要を説明したものであり、ご契約にあたっては所定の条件があります。ご検討・お申込みに際しては、「設計書」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。また、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務のお取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。  
・税務のお取扱いについては、資料作成日現在施行中の税制を参照しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますので、ご注意ください。具体的な経理処理を行う場合は、税理士などの専門家、または所轄税務署にご相談ください。  
・この資料は信頼できる情報源から得た情報およびデータに基づき構成されていますが、内容の正確性・完全性について、これを表明あるいは保証するものではありません。

【引受保険会社】  
エヌエヌ生命保険株式会社  
〒150-6144 東京都渋谷区渋谷2-24-12  
渋谷スクランブルスクエア 44F  
Tel:03-6892-1986  
https://www.nnlife.co.jp

【募集代理店】